

箕面市所有者不明猫の不妊等手術事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市、市民団体及び箕面市獣医師会（以下「獣医師会」という。）が協力して所有者不明猫に不妊等手術を実施することにより、猫の不必要的繁殖による増加の抑制及び近隣住民の迷惑又は被害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者不明猫 市内に生息する所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 不妊等手術 獣医師会の会員（獣医師の資格を持つ者に限る。以下同じ。）が支援団体の構成員から持ち込まれた所有者不明猫に対して行う不妊手術又は去勢手術（識別のためのマイクロチップの埋め込みを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 活動団体 一定の地域で、所有者不明猫を減らす活動をしている複数の者で構成された団体をいう。
- (4) 支援団体 この要綱の規定に基づいて登録した活動団体をいう。

(獣医師会への委託)

第3条 市長は、不妊等手術の実施を獣医師会に委託するものとする。

2 前項の委託の内容には、不妊等手術を行った所有者不明猫一匹につき九千円を支援団体の構成員が獣医師会の会員に支払った場合に、市が獣医師会に対して当該所有者不明猫一匹につき五千円を委託料として支払う旨を明記するものとする。

(支援団体の登録の手続)

第4条 不妊等手術を所有者不明猫に受けさせようとする活動団体は、あらかじめ支援団体として市に登録しておくものとする。

2 前項の登録をしようとする活動団体は、所有者不明猫支援団体登録申

請書（様式第一号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援団体として登録したときは、所有者不明猫支援団体登録通知書（様式第二号）により当該活動団体に通知するものとする。
- 4 市長は、登録した支援団体を公表するものとする。

（登録の条件）

第5条 活動団体は、支援団体として登録する場合には次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 所有者不明猫の捕獲その他不妊等手術に持ち込む際の費用負担等の責任を自ら負うこと。
- (2) 不妊等手術を行った所有者不明猫の世話を最後まですること。
- (3) 地域の住民に支援団体の活動内容について理解を求めること。
- (4) 地域の所有者不明猫の状況を毎年市長の求めに応じて報告すること。

（登録の取消し）

第6条 市長は、支援団体が前条各号のいずれかができないと認めるとときは、当該支援団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、登録を取り消した旨を当該支援団体に通知するものとする。

- 2 支援団体は、活動を行わなくなったとき、又は登録の取消しを求めるときは、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該支援団体の登録を取り消すものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、不妊等手術の事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。